

四日市市告示第 380 号

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

平成 27 年 9 月 3 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成 15 年四日市市告示第 389 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象事業)</p> <p>第 3 条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) <u>三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要領（平成 27 年 6 月 25 日付健福第 13—192 号）別紙 1 に定める地域密着型特別養護老人ホーム（定員 29 人以下の特別養護老人ホームをいう。）</u></p>	<p>(交付対象事業)</p> <p>第 3 条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) <u>三重県介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金交付要領（平成 23 年 3 月 28 日付健福第 13—682 号）別紙 1 に定める小規模特別養護老人ホーム（定員 29 人以下の特別養護老人ホームをいう。）</u></p>

改正後			
別表第2			
種別	区分	単価	単位
市町村交付 金対象施設	(略)		
	第3条第7号に規定する施設		
	<u>地域密着型特別養護老人 ホーム</u>	<u>4,270千円</u>	<u>整備床数</u>

改正前			
別表第2			
種別	区分	単価	単位
市町村交付 金対象施設	(略)		
	第3条第7号に規定する施設		
	<u>小規模特別養護老人ホー ム</u>	<u>4,000千円</u>	<u>定員数</u>

附 則

(施行期日)

- この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 改正前の四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定に基づき
交付決定された補助金の支払いについては、なお従前の例による。